「山梨県医療的ケア児喀痰吸引等研修費補助金」のご案内

山梨県では、令和2年度から、「医療的ケア児喀痰吸引等研修費補助金」を創設し、障害児通所事業所に対し、介護職員等がたん吸引等に従事するための研修費用の全部若しくは一部を助成しています。対象となる事業者おかれましては、積極的に当補助制度を御活用ください。

<制度の概要>

補助金名	山梨県医療的ケア児喀痰吸引等研修費補助金		
趣旨	喀痰吸引等を必要とする医療的ケア児の日常生活を支援するため、雇用する職員(施設職員・ヘルパー等)に「喀痰吸引等研修」を受講させ、事業者登録を行った事業所に研修費用を補助し、医療的ケアに対応できる事業所の確保を図る。		
補助対象事業者	県内に所在する事業所を運営する事業者であって、医療的ケア児に対し喀 痰吸引等を行わせるため、雇用する職員に喀痰吸引等研修を修了させ、喀 痰吸引等事業者または特定行為事業者として事業者登録した者を対象とす る。		
補助対象経費	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)付 則第4条の別表に規定する第1号研修及び第2号研修に係る受講費用 (テキスト代及び保険料を含み、交通費を除く)		
補助金額	【補助上限額】 1 事業所あたり20万円を上限とする。(他に希望者がいないに限って、運営法人が同じ場合であっても、別事業所と事業所とみなす) 【補助金額】 補助対象額の実支出額と補助上限額のうち少ない方の額(千円未満の端数は切捨て)		

【補助金に関する申請・問合せ先】

<手続きの流れ>

①交付申請	研修受講前に、申請書と各必要資料を添えて障害福祉課に申請
	□ 医療的ケア児喀痰吸引等研修費補助金交付申請書(様式第1号)
	□ 受講する予定の喀痰吸引等研修の費用の内訳がわかる資料
	□ 喀痰吸引等研修を受講する予定職員の雇用契約書の写し
	□ その他(補暴力団排除の誓約書・その他参考となる資料)
②交付決定	県で審査のうえ、補助金交付の可否、補助金額を決定して事業所に通知
	⇒ 「補助金交付(不交付)決定通知書」により通知
※事業の変更・ 中止の場合	交付決定後に <u>変更・中止</u> するときは障害福祉課に変更申請
	□ 医療的ケア児喀痰吸引等研修費補助金変更承認申請書(様式第2号)
	□ 受講する予定の喀痰吸引等研修の費用の内訳がわかる資料 ※変更の場合
	□ 喀痰吸引等研修を受講する予定職員の雇用契約書の写し ※変更の場合
	□ 医療的ケア児喀痰吸引等研修費補助金中止(廃止)申請書(様式第3号)
	⇒ 「補助事業変更(中止)承認(不承認)決定通知書」により通知
③実績報告	研修・事業者登録の完了後、実績報告書・決算書などを福祉推進課に提出
	□ 医療的ケア児喀痰吸引等研修費補助金事業実績報告書(様式第4号)
	□ 認定特定行為業務従事者認定証の写し
	□ 研修機関が発行する領収証の写し
	□ その他 (研修修了証、事業者登録がわかる書類、受講費用の領収書)
	※補助事業に関する領収書・帳簿等については、5 年間の保存が必要です。
⑤補助金確定	県で審査のうえ、補助金額を確定して事業者に通知
	⇒ 「補助金確定通知書」により通知後、交付(振込)を受ける。

<喀痰吸引等研修の種類・内容>

研修区分		基本研修	実地研修
第 1 号研修	不特定の利用者 を対象とした研 修	講義 50 時間 +演習	①口腔内の喀痰吸引 ②鼻腔内の喀痰吸引 ③気管カニューレ内部の喀痰吸引 ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 ⑤経鼻経管栄養
第 2 号研修			①口腔内の喀痰吸引 ②鼻腔内の喀痰吸引 ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
第 3 号研修	特定 の利用者を 対象とした研修	講義 8 時間 + 演習 1 時間	①~⑤のうち、特定個人に必要な実習

※登録研修機関の情報や、事業者登録手続きなどは、山梨県ホームページを参照してください。